

事業者向け 児童発達支援自己評価表【糟屋子ども発達センター】

	チェック項目	はい	どちらとも いいない	いいえ	改善目標、工夫している点など
環境・ 体制整備	1 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○			利用人数に合わせて活動部屋を調整し、余裕をもって対応できるようにしている。
	2 職員の配置数は適切である	○			事故や突発的な事態に備えて十分に配置しており、歩行援助などの配慮が必要な利用者には個別的に職員を配置している。
	3 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障害の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○			全体ではないが、スロープや手すりを設置している。
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○			毎朝と夕方に清掃を行っている。活動部屋では刺激の統制と安全管理をし、必要に応じて机や大型遊具を設置している。
業務改善	5 業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画している	○			業務計画は所長と管理責任者の話し合いのもと作成され、実施に関しては全ての職員が関与する。年度末に業務全体が計画に沿って行われたかどうかを児発管がチェックし、次年度の計画につなげている。
	6 保護者等向け評価表を活用する等、アンケート調査を実施して保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○			アンケートの結果においては、職員間で情報共有を図り、業務改善を考える際の参考材料としている。
	7 この自己評価の結果を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○			自己評価の結果を事業所に掲示するとともにホームページで公開している。
	8 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている			○	
	9 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○			外部で研修を受けた際は適宜職員会議で周知している。内部では医師とともにケース検討を行い、保育・心理の研修会を法人内の他事業所と合同でおこなっている。
適切な 支援の 提供	10 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	○			電話相談、面接を行い十分にアセスメントを行っている。また、新規や新年度には保護者にも目標を立ててもらい、それを組み込む形で計画を作成している。
	11 子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○			標準化されたアセスメントツールを使用している。
	12 児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	○			ガイドラインを参考にしながら、子どもにとって最善の支援が行われるよう、計画を作成している。
	13 児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○			行っている。
	14 活動プログラムの立案をチームで行っている			○	活動プログラムの元になる月間の計画を児発管が立てる。日々のプログラムはその日のPLが作成し、実施前には経験のあるスタッフと協議し、スムーズに実行できるようにしている。
	15 活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○			年間を通して、季節に沿った教材を取り入れたり、難易度を調整しながら発達を促進できるよう工夫している。
	16 子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ児童発達支援計画を作成している	○			行っている。
17 支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○			行っている。	

	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○			行っている。
	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○			支援の流れに沿って、個別的で丁寧な記録をつけている。会議や次の計画を立てる際に参考にしている。
	20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○			およそ6ヶ月ごとにモニタリング会議を行い、計画の見直しや修正を行って保護者に確認している。
関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通したもっともふさわしい者が参画している	○			児発管ないしはその子どもの担当者、日常をよく理解している者を選定して参画している。
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	○			児発管を中心に適宜関係機関と連携している。
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている		○		
	24	医療的ケアが必要な子どもを受け入れる場合は、子どもの主治医等と連絡体制を整えている		○		
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている		○		
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている		○		行政機関や保護者から直接要請があった場合は、保護者の意向を確認した上で必要書類を作成したり、情報提供を行うための準備をサポートしている。
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている		○		圏域で開催される児童部門の会合にコアスタッフとして参加している。児童発達支援事業と連携して情報を共有したり、研修に参加したりしている。
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障害のない子どもと活動する機会がある	○			遅くとも年中からは、全員が幼稚園・保育園に並行通園している。それぞれ障害のない子どもたちと交流する機会をもっている。
	29	(地域自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	○			部会ごとに大まかに担当を決め、案内がきたらできうる限り業務を調整して参加している。
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○			親子通園ではその場で話し合う機会を持ち、単独通園については療育後に引継ぎを行う時間を設けている。
	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対しての具体的な支援方法について情報の提供及び助言等を行っている	○			新規の利用では、親子通園から実施することで、実際に具体的に子どもの対応の仕方を学ぶことができ、悩みを解決することができる。
保護	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○			契約時に丁寧に説明を行っている。
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	○			支援内容について丁寧な説明を行い、同意を得ている。
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○			適宜行っている。
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	○			特に親子通園での療育活動中には、保護者同士が交流できる場を設けるなどの場面設定を行っている。また、単独通園でも参観日や保護者参加型の行事を設定することで保護者同士のコミュニケーションが取りやすい場面を作る工夫を行っている。

者への説明責任等	36	子どもや保護者からの相談や申し入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申し入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○		相談や申し入れについては対応した職員が見発管に伝え、適切に対応できるようにしている。
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○		月間予定のお便りを毎月発行し、活動内容や行事予定などを定期的に発信している。
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	○		契約時に保護者から個人情報の取り扱いに関する同意書を得ており、個人情報に関わる書類については乱用や流出のないよう事務所内にて決して持ち出せない状態で徹底して管理している。
	39	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○		両親ではなく祖父母が引き継ぎに来園する場合でも、定期的に電話や直接会って対象児の状態について確認・対応方法について助言などしている。
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	○		車通りの多い道沿いに施設が設置されているため、近所の方や近隣の小学校の児童生徒が行き交っている。元氣よく挨拶をしたり、開放された空間で子どもたちも通ってきている。また、ボランティアや実習生を受け入れ、交流を持つ機会を提供している。AEDの設置を行っており、緊急時には貸出しや救護活動を行っている。
非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	○		各マニュアルを策定し職員には周知している。また、適宜閲覧できるようにしている。保護者には適宜お便りで周知したり、通園と一緒に訓練を行ったりする中で周知できるよう努めている。
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○		定期的に各種災害を想定した訓練を行っている。
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等の子どもの状況を確認している	○		確認している。また、必要に応じて同意書を作成している。
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○		アレルギーに関する情報を保護者から提供して頂き、同意書を交わした上で給食、おやつの内容を栄養士とともに検討し、十分に配慮し提供している。
	45	やむを得ずケガや事故が起きた際はその都度ヒヤリハット報告書を作成し、職員間での情報共有を行っている	○		ヒヤリハットに関わる事案は適宜会議などで周知し、全ての事案の記録を職員が誰でも閲覧できるようになっている。
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○		行政機関等の研修を受け、全体が周知できるようにしている。また虐待に関する職員アンケートを実施している。
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	○		身体拘束については、計画やモニタリングに関する会議にて十分に審議しており、やむを得ない対応を必要とする児童へは計画へ記載している。予期せぬ事故やトラブルに備えて、契約や計画の説明時などにどの保護者にも丁寧説明を行っている。

|